障害物の除去を実施する被災の方並びに事業者の方にお願いです。

障害物の除去を実施する際は、 実施箇所が分かるよう 写真を 撮影して下さい。

法による障害物の除去では、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を自助・ 共助では除去ができない状態にある場合において、自治体が施工業者等に依頼して 除去するものであり、被害の状況写真がないと判断ができません。







